

### 是時名と散田(六)

——「西福寺文書」年未詳二月二十八日付  
是時名・久延名作職重書をめぐって——

#### 寺 下 一 義

註

(44) 「西福寺文書」五四。また、同四六の端裏書にも「くしかハとの」とある。

(45) 文安二年(一四四五)七月一日付越前国守護代甲斐常治遵行状(「西福寺文書」一一五)を示す。

西福寺与楽音寺致訴陳櫛川内是時名事、於作職者為名主相計之、至加徴米者地頭方へ致其沙汰旨、庄内之地頭地下人相共ニ答申之上者、任西福寺之申旨可被成敗之由候也、仍執達如件、

文安一  
七月十一日  
常治(花押)  
甲斐八郎四郎殿

地頭・地下人らの答申は、是時名において、「名主」西福寺が作職進退権を持っていたことを認めるものである。これによっても、作職改替が地頭や名主にとって「如法なんき」なものであ

たとは考えにくい。なお、改めて指摘するまでもないが、将経が(イ)で「如法なんき」と言っているのはあくまでも「原名之事」であって、「是時・久延名作職得替事」ではない。後者は、(イ)・(ロ)を一括する「通用兩名之契状」の表題にあたるものである。地頭自身、作職改替を「如法なんき」とは一言も述べていないのである。

(46) この時、地頭が西福寺に付与したものは、その後、「わひ事」により西福寺から作職を預かった者がいることから、作職の知行(作職進退権、およびそれにとまなう一定の加地子得分取取権を含む)であり、「馬の大夫」は自作していた可能性が高いと考える。

(47) 「西福寺文書」二五。なお、泰遍については、補論を参照されたい。

(48) 「西福寺文書」三五。

(49) 後述のごとく、山内氏の「重代相伝之私領」(「西福寺文書」二七)であった門前四反田においても、「領家方異儀」(同三〇)の事態が予想されていることから、是時・久延兩名に対する地頭・領家双方による二重支配を「如法なんき」と表現した可能性も考えられる(補論参照)。なお、松浦氏は、重書の(ロ)・(イ)を西福寺が自らの主張を記した覚書とされる。しかし、私は、将経と西福寺とが相互了解のもと、原名の「如法なんき」な

状況や相論の経緯を書き記した、より契約的性質の強いものと判断する。次章でふれるように、是時名には公事が課せられていない。それにもかかわらず、西福寺が(イ)で公事を果たすために作職を預けたというような、寺家にとって不利益な主張(これでは、公事の負担義務を認めることにならざる)をしたとは考えがたいからである。さらに、(ロ)の「地頭としてとりはなし、寺家へつけられ候上ハ」や「地下へ安堵せしめ候様ニ見へ候歟」という文言も、西福寺が地頭の行為を客観的に記したものでなく、地頭自身の述懐であり、西福寺もそれらの事実関係を確認了承することにより、「通用両名之契状」というかたちで残されることになったと理解する。

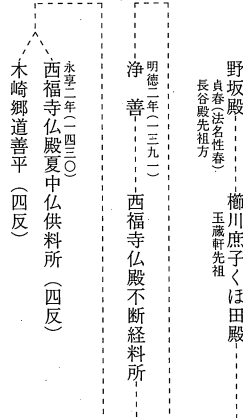
(50) 註(45)参照。

(51) 『敦賀市史』・『福井県史』などでは「浄春」とするが、『敦賀郡古文書』・史料集『西福寺文書』の「浄善」が正しいと考える。浄善は、浄善が知行していた本御所田を「先祖之跡」(『西福寺文書』二二二)と称しているが、木崎郷重国名八段田免田に關しても「明德二年より愚身先祖伝于今所持候」(同一二四)と述べている。したがって、「西福寺文書」二二二の「浄善」と読める以上、同一二二の「浄春」ではなく、「浄善」と読むべきであろう。

寺下 是時名と散田(六)

(52) 「西福寺文書」二二二。当該地については、同一四も参照。両文書より相伝関係を図示すれば、左のようになる。

図III 木崎郷重国名八段田免田の相伝関係



なお、外岡慎一郎氏は「中世後期の氣比社領について」(『敦賀論叢』九、一九九四年)で、「西福寺文書」二二二を「固定した免田が社領として認識され、これが別相伝化されて、名主職が何人かの在地武士の手を経て西福寺に属したことを述べ」たものとされる。しかし、敦賀郡では、名内の耕地片が「名主職」と称されて移動した事例はない。また、社司遣田免田は浮免の状態であろうと固定化(定免田化)しようと、社領という認識に変わりはなかったと考える(註(66)参照)。さらに、別相伝化、私領化という外岡氏の見解(同論文五一頁など)と所々で強調されているが、文

書中に「別相伝化」というような記載はない。これは、自説に付会させた外岡氏の造語である)にしたがうならば、なぜ八反が私領化しているのにもかかわらず、依然、置文で「社領」と明記されているのか、私には不可解である。「華頂要略」巻第一「所収文書などには、「別相伝之私領」(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二二)という文言も見られ、さらに考察を深める必要があるが、別相伝とは土地の性格の転化変容を意味する語句ではなく(私は、社領が私領化することにはあり得ないと考えている。註(40)参照)、由緒などによる通常一般の相伝とは異なる別の手段による相伝(たとえば、質流れの取得など)を指し、社領であれ寺領であれ、その性格は一貫しつつも、社寺収取分(本役)以外の剰余部分が別相伝の対象になったと考える。

(53) 次の天正六年(一五七八)二月二十五日付沢崎吉次田地寄進状(『西福寺文書』二五二)は敦賀郡のものではないが、作職が実質耕作を担当する作人と同格に使用されている事例である。

永代寄進申田地之事  
 合石五斗者(在坪者三尾河内橋立村弘谷口、同式半五升本苑二ヶ所二在之、右田地者、拙者雖為給恩之地、自徳宗珍大<sup>徳</sup>為灵供米永代寄進申処実正也、若於<sup>成</sup>田<sup>成</sup>地、為子々孫々違乱煩申族候者、以此寄進状、

## 若越郷土研究 四十三卷二号

無相違可有御知行候 作職者橋立村北□□  
石本并反錢百文在之、五斗本者庵室左衛門三  
郎作人也、仍寄進狀如件、

沢崎宗右衛門尉

天正六年十二月廿五日 吉次(花押)

西福寺様

(54) このような作職は、永祿元年(一五五八)六月  
二十七日付小木直恒・府南宗珍連署書状(「善妙寺  
文書」一三)や元龜三年(一五七二)四月十五日  
付永播入牌錢寄進狀(「西福寺文書」二三二)で  
も確認される(表Iの⑬・⑭)。かかる事例は、  
作職が単に耕作権のみではなく、耕作権の所持者  
としての作人や百姓を表す場合もあったことを示  
している(表Iの⑬の「作職かた」、⑯・⑰・⑱  
の「作職中」も同じ用法と考える)。なお、作  
職作職を預かった者を裏付ける徴証としては、  
前掲の文安元年(一四四四)四月一三日付甲斐久  
衛名主職安堵状(同一一〇、註(17)参照)がある。  
松浦氏は、鳴郷徳田名の事例(「西福寺文書」  
一六六)に依拠して、(a) (b)に見える「雑米」を  
代官が人夫に支給した食料などの諸雑費を「雑  
米」という名目で徴収したものだとし、これを是  
時名に公事・夫役が賦課されたことの徴証とされ  
た(松浦、註(14)前掲論文。および一九九四年七  
月一九日の御教示)。しかし、「福井県史」通史

編2中世では「雑米」を地頭に納入する加徴米と  
しており(同書六七〇頁)、主張に一貫性は見ら  
れない。また、松浦氏は徳田名における「御公事  
免」を百姓が公事を負担したことに対する給分と  
される。たしかに中世後期の東国では、公事を負  
担した有力在家や名主に公事免地が認められてい  
たことは指摘されている(「国史大辞典」の「公  
事(之)免」の項)。しかし、徳田名の「御公事  
免」は名主清観院の負担分であり、東国の公事免  
地と同一視することはできない。この場合の「御  
公事免」は公事が免除される代わりに納められた  
米錢であり、実質的には「公事之代」としての米  
錢(「山岸長家文書」六、「劍神社文書」三〇・  
三一、「北野七左衛門家文書」三・四)、あるいは  
「公事料田地」(「西福寺文書」一三三)や  
「公事代畠」(「劍神社文書」一一三)からの米  
錢と同じものであったと考える。たとえば、永祿  
元年(一五五八)五月一日付織田寺玉蔵坊領納  
帳写(「北野七左衛門家文書」四)の「同御下行分」  
の箇所には、正元四分一名の本役米や呉服買錢な  
どの負担分とともに次のような記載が見られる。

式石 詰夫浮夫共ニ 公事免 此外年中臨  
時之か、り物在之、

ここでの「公事免」は、「臨時之か、り物」に  
対する恒例の懸かり物上級領主が賦課徴収した

貢租であり、詰夫・浮夫などの夫役が免除される  
代わりに玉蔵坊が負担した税であったと判断され  
る。徳田名でも「御公事免」が名主や有力農民の  
給分ならば、なぜ分米中より五石もの「御公事  
免」が差し引かれているのか疑問である。徳田名  
の「御公事免」は名主清観院の得分にはなってお  
らず、また百姓に給与されたとの裏付けもない。  
百姓層への給分としては、「名代給」四石があげ  
られる。これが本役や加地子得分の納入を請  
負った名代百姓への反対給付分であり、「御公事  
免」とは性格を異にするものである。したがって、  
「雑米」・「御公事免」をもって、名に公事・夫役  
が賦課されたことの徴証とすることはできない。

(55) 「西福寺文書」一九・二一。

(56) 「西福寺文書」四。なお、註(13)参照。